

# 持続可能性と自律性の向上を目指すEU

—ウクライナ紛争以降の変化に企業が取るべき対応とは—



PwC Japan 合同会社 Markets 部  
地政学リスクアドバイザーチーム  
**藤澤 可南子** (ふじさわ かなこ)

PwC Japanにおいて地政学リスクアドバイザー業務を担当。地政学リスクの動向と企業影響などについて調査分析やクライアント支援を行う。2005年から経済産業省にて、通商政策、産業・技術育成支援に従事。2009年～2011年までイギリス在住。EU公共政策修士、比較政治学修士。

## Point

- ① 「開かれた戦略的自律」を目指してきたEUは、ウクライナ紛争が起こって以降、経済安全保障の観点からも自律性向上に、より重きを置くようになった。
- ② エネルギー分野では、ロシア産資源への依存状態からの脱却を目指し、資源調達の多様化と再生可能エネルギー（再エネ）への移行の加速を目指す。
- ③ サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行も重要政策であり、リサイクルに関する企業の取り組みを促す規制が検討されている。
- ④ 対中戦略、持続可能性の観点からも人権は 이슈となっており、サプライチェーンのデューデリジェンスが義務化される方向で議論が進んでいる。
- ⑤ いずれの分野でも今後、さまざまな制度の変更が予想され、日本企業としてもその動向を把握し、プロアクティブに対応することが求められる。

## 1. はじめに

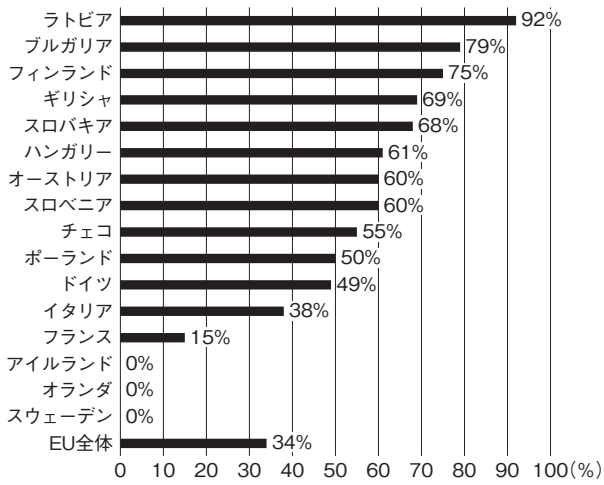
2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことにより、欧州の政治経済情勢は一変しました。紛争開始から1年がたつてなお、停戦・和平交渉への道は見えていません。一方、紛争の教訓からEUは経済の自律性向上に、より重きを置くようになっていきます。また、自由や民主主義の価値観に基づく西側諸国の結束が高まり、米中対立のイシューでもある人権問題への取り組みも加速しています。

本稿では、持続可能性に関するEUの政策に着目し、エネルギー・環境・人権政策に関する近年の動向とともに、あるべき企業の対応姿勢について説明します。

## 2. 脱ロシア依存を目指し、資源調達の多様化と再エネへの取り組みが加速

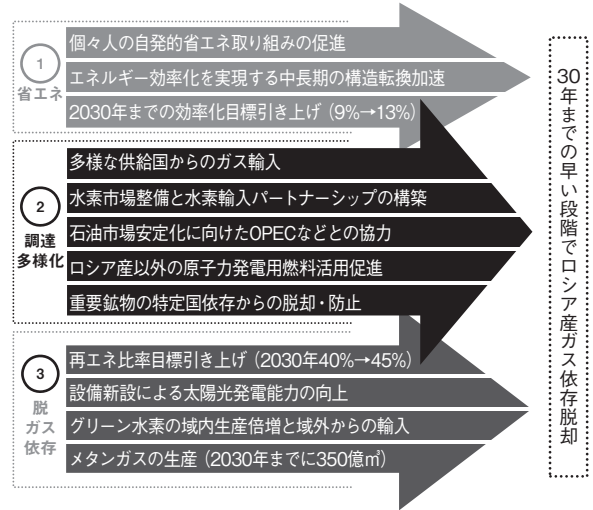
EUは、「グリーン（気候変動対応など環境保護を最重視）」の価値観を軸とした加盟国への求心力向上と、欧州企業に有利な環境をつくり出すこと

図表1 欧州諸国のロシア産ガス依存度は高い (2021年)



出所：EU Agency for the Cooperation of Energy Regulators

図表2 REPowerEU 計画の概要



出所：欧州委員会「REPowerEUファクトシート」 「REPowerEU計画 (2022年5月18日)」よりPwC作成

による域内産業の国際競争力強化を目指しています。特に気候変動対策においては、野心的な規制や制度を設定してきました。

ウクライナ紛争を受け、欧州諸国はロシアに金融や物流の制限を含む厳しい制裁を科しました。ロシアは天然ガスの供給を絞るなどの報復を行い、ロシア産資源に大きく依存していた欧州諸国 (図表1) はガス不足の危機に陥りました。ガス料金や電気料金も高騰し、経済を圧迫しました。このため、加盟各国では、生活のさまざまな場面で節ガス・節電が呼びかけられるとともに、期限付きではあれ石炭火力発電所の再稼働、停止を決めていた原子力発電所の稼働延長、また燃料の品質基準の撤廃などに踏み切り、足元のエネルギー不足に対処する動きが見られました。

一方でEUは、エネルギーのロシア依存から脱却するため、省エネ、エネルギー調達の多様化、地産地消が可能な再エネへの移行加速の3つの柱からなるREPowerEU計画 (図表2) を2022年5月に策定<sup>1</sup>し、積極的に推進することとしました。

EUは、ウクライナ紛争を原因とした危機に直面し、エネルギー安全保障の観点をより考慮するというエネルギー政策にシフトしました。同時に、危機を機に化石燃料に回帰するのではなく、むしろ欧州の温室効果ガス削減戦略である「Fit for 55」の目標をさらに引き上げ、再エネへの移行を加速する契機にした点も特徴です。また、エネルギー資源調達の多様化の取り組みを進めるとともに、新たな天然ガス購入先である中東やアフリカ、中央アジアの国々を将来的な市場と捉え、水素や再エネ関連のインフラ整備や技術開発協力など、欧州との接続性を高めるような取り組みにも力を入れています。

以上の観点から、ウクライナ危機以後もグリーンをデジタルと並ぶ成長の柱として堅持するというEUの戦略に変更はないと考えるべきです。域内企業に競争力のある領域で、他国に先駆け野心的な基準や金融ルールを設定し域内企業に有利な環境をつくる動きは継続するでしょう。一時的には、温室効果ガスを排出する火力発電所の復活や長期目標の達成時期変更を行うなど、脱炭素への

1 European Commission, “REPowerEU Plan,” COM (2022) 230final, 18 May 2022 (2022年3月8日発表のREPowerEU: Joint European Action for more affordable, secure and sustainable energyの詳細版)。

工程表の見直しがありうるものの、企業としては引き続き、EU の環境規制の動向を把握するとともに、脱炭素目標に向かって努力を続ける必要があります。

グリーン産業支援政策は世界的に加速しています。先進的なルールメイキングにより域内グリーン産業の競争力を向上するという EU の目論見<sup>もくろみ</sup>が支障なく実現するかは不透明な点も留意すべきと考えられます。

2022 年夏、米国バイデン政権はインフレ抑制法 (IRA) を成立させました。北米生産の電気自動車や蓄電池に対する巨額の税制優遇により、欧州の生産拠点が域外に移転するのではないかと、と欧州は懸念しています。対抗策として、欧州委員会は 2023 年 2 月 1 日、グリーン産業の生産拠点の維持・誘致のため、加盟国の許認可プロセスの改善や企業に対する資金支援を可能にする「グリーンディール産業計画」の詳細<sup>2</sup>を発表し、3 月 16 日には、その法的裏付けとなる「ネットゼロ産業規則」の案<sup>3</sup>を発表しました。EU および欧州各国政府は今後も、グリーンファイナンスの枠組みを整備するなど民間資金も積極活用しながら、産

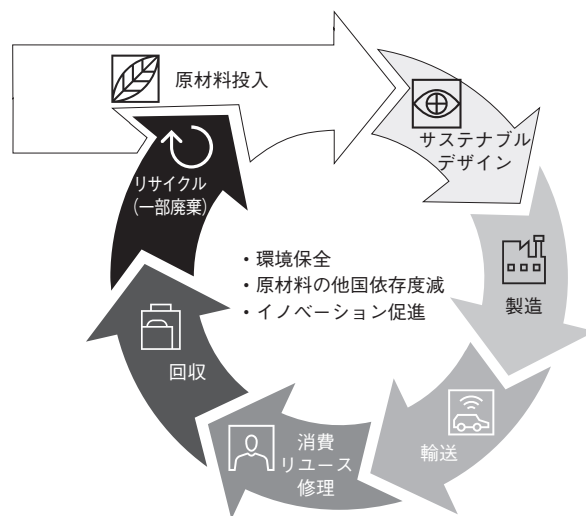
業のグリーン転換と関連産業の成長を目指していくと考えられます。

### 3. 気候変動対策に加え、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行についても取り組みが加速

気候変動対策に加えて注目すべき環境政策として、EU の循環型経済への移行に関する諸政策が挙げられます。大規模な資源採掘による天然資源の枯渇と生態系の破壊、廃棄物量の増加とそれらによる住環境や生態系の圧迫といった問題は、大量生産・大量消費型の経済社会活動の「負の産物」と考えられます。循環型経済への移行は待ったなしの課題といえます。

製品の使用後にリサイクルした材料で新たに生産を行うことで、新規の資源投入量や廃棄物発生量を抑えるのが循環型経済の特徴です (図表 3)。他方、循環型経済への移行は、EU の成長戦略を背景に、EU 経済の好循環と EU の国際社会での競争力向上を実現する手段にもなり得る側面があります。例えば、欧州は 2022 年時点で、世界のプラスチック生産高の 15% に当たる 5,720 万トン毎

図表 3 循環型経済のモデル図



出所：欧州議会HP「循環型経済：定義・重要性・利益」よりPwC作成

2 European Commission, “A Green Deal Industrial Plan for the Net-Zero Age,” COM (2023) 62, 1 Feb 2023

3 European Commission, “Proposal for Regulation – Net Zero Industry Act,” COM (2023) 161, 16 Mar 2023

年生産し、域内で約5万2,000社、150万人が関連産業に従事しています<sup>4</sup>。こうした状況を勘案し、欧州プラスチック戦略では分別・リサイクルの規模を4倍に拡大し20万人の雇用を創出したり、リサイクル材の需要を4倍に拡大してリサイクル産業を安定化したりといった経済効果を目指しています。

EUは2020年3月公表の「循環型経済行動計画<sup>5</sup>」で、電子機器、蓄電池・車両、包装、プラスチック、繊維、建設、食品・水・栄養の7分野を循環型モデルへの移行可能性が高い優先分野として決めました。第一弾の政策パッケージとして、2022年3月、2009年施行のエコデザイン指令の改正案と、改正された規則<sup>6</sup>案に対応する繊維産業向けの「持続可能な循環型繊維製品戦略<sup>7</sup>」などを発表しました。

改正エコデザイン規則案は、制度の対象分野を大幅に拡大するとともに、耐久性や修理・リサイクル可能性、エネルギー効率などの基本要件を満たすことや、「デジタル製品パスポート」に製品情報を書き込み消費者へ情報開示することを義務づけています。製品ごとの特性に応じた詳細は今後、欧州委員会が法令化するとされています。

詳細な法規制に先立ち、持続可能な循環型繊維製品戦略では、まず2030年までに域内で販売される繊維製品の持続可能性を向上することを目標として設定しました。耐久性やリサイクル可能性、リサイクル済み原料の混合、危険物質の含有などについて法的拘束力を持つ要件を法で定めること、回収・リサイクルを含む拡大生産者責任の導入、廃棄抑制のための調整料金の賦課などの対策も提言しています。EUでは、繊維産業におけるリサイクル率の低さやファストファッションの大量消

費モデル、域内で消費される衣料品の60%がEU域外で生産していることなどが批判の対象となっています。EU繊維産業の産業競争力とイノベーションを強化するためにも、再利用の促進が必要との問題意識が同戦略の基礎となっています。

繊維以外の6つの優先分野などでも議論は進んでいます。例えば蓄電池では、回収率やリサイクル材料の使用率の改善・達成と情報開示を義務化する改正EU電池規則が2024年にも適用開始される見込みです。具体的な議論の進捗が見えない分野でも、企業の新たな負担となる制度が導入される可能性があり、制度動向を把握して対処することが必要です。プラスチックを例に挙げれば、循環型経済行動計画では、包装資材や車両などに関する再生プラスチックの含有量と廃棄物の削減施策の必須要件の策定、マイクロプラスチックに関する対策の強化などが提言されており、今後具体化の動きが予想されます。

循環型経済への移行は経済安全保障上も重要な取り組みといえます。2023年3月16日、欧州委員会は、重要原材料の安定供給に向けた法案<sup>8</sup>を発表しました。法案は、グリーンやデジタルの産業強化に必要な原材料について、域外国からの供給に依存する状態の脱却を目指し、域内での生産増とともに回収率とリサイクル材料の使用率にも基準を設定しています。

積極的な気候変動対策に傾斜しすぎると短期的に経済への悪影響が強まりかねません。資源効率化によってマイナスの影響を補える点に、気候変動対策と資源効率政策を同時並行的に実施する意義があります。EUとしては引き続き、両方の政策を車の両輪として実施していくことが見込まれます。

4 PlasticsEurope, "Plastics - The Facts 2022," October 2022

5 European Commission, "Circular Economy Action Plan," 11 March 2020.

6 2022年3月の改正案で、加盟国法制への落とし込みが必要な「指令」を直接適用される「規則」とすることが提案されたため、改正後の制度を示す際には「規則案」の文言を使用している。

7 European Commission, "EU Strategy for Sustainable and Circular Textile" COM (2022) 141, 30 March 2022.

8 European Commission, "Proposal for a Regulation establishing a framework for ensuring a secure and sustainable supply of critical raw materials," COM (2023) 160, 16 Mar 2023.

#### 4. 経済活動による人権侵害防止のための法整備が進む

持続可能性について、近年、大きな動きのある分野の一つが人権です。児童労働や強制労働など、ビジネス活動に由来する人権侵害を防止すべきとの気運が高まる中、EUは2022年2月、「企業の持続可能性デューデリジェンス指令案」を発表しました。この指令によって、域内で一定規模以上の売り上げや雇用を抱える企業は、人権や環境に及ぼす悪影響の予防や是正のための措置を実施し、情報開示することが必要になります。また、自社や子会社だけでなく、取引先の順守状況の監視も求められます。

特に繊維産業などは人権や環境のリスクがほかの産業より高いとされ、より広範な企業が対象となっています。自社が直接の対象でなくても、取引先から対応を求められる可能性もあり、どの企業にとっても「対岸の火事」ではありません。

EUは域内企業の競争力を増すため、高い水準の取り組みを世界に先駆けて規制化し、グローバル企業が全社的に取り組むことでEUの規制をグローバルスタンダードとする戦略を持っています。デューデリジェンスの義務化もその一環として捉えられます。加盟国による国内法制化の過程で、各国が追加的な措置を求める可能性もあります。自社がデューデリジェンス義務を負う可能性があるとの認識を持って十分な備えが必要です。

人権に関するもう一つの大きな 이슈として、ウイグル人に対する人権侵害問題があります。近年、中国政府が新疆ウイグル自治区のウイグル人に対し、再教育センターへの収容や強制労働を行っているとの可能性が指摘されています。2022年6月には米国が「ウイグル強制労働防止法」を施行し、すべての新疆ウイグル自治区産品を原則輸入禁止としました。こうした動きは米中の対立の中で大きな論点にもなっています。

2022年9月、欧州委員会は強制労働産品の域内流通を禁じる規則案<sup>9</sup>を公表しました。あらゆる規模の事業者を一律に対象とし、全世界いずれの産品であっても強制労働の産物である原材料が一部でも含まれる場合に、その製品の域内輸入・流通・域外輸出を禁じる内容です。加盟国当局が調査を実施し、強制労働産品の域内流通を禁止するとともに、企業に対し当該製品の回収と処分を命ずることが可能になります。

新疆ウイグル自治区産品をめぐることは、国際認証機関による認証を得られなくなったことを理由に同区産綿の使用停止を表明した欧州のアパレルメーカーが、中国市場でバッシングを受ける事態も起きました。どのような経営判断をとっても、欧米または中国いずれかの立場と相反するリスクを抱えかねない難しさがあります。人権は政治問題にもなっており、社会からの要請も強まっているとの認識のもと、日本企業においても、自社のサプライチェーンを点検し、リスクの高い事業については見直しやリスク軽減策を実施していく必要があります。さらに、対外コミュニケーションのあり方を平時から検討し、自社の方針や取り組みについて正確な情報を開示・発信することも、レピュテーションリスクの制御と問題発生時の迅速な対応に役立つと考えられます。

#### 5. 結びに

上述のように、「開かれた戦略的自律」を掲げて諸政策を進めてきたEUは、近年の政治経済情勢の変化を受け、自律性向上のためにも持続可能性を広げる取り組みを加速させています。自社の事業活動がEUの制度に直接影響を受ける可能性に加え、日本など域外国が追随して制度化を図ることも考えられます。企業においては今後も、EUおよび各国の制度動向をにらみつつ、プロアクティブな対応を取ることが一段と求められます。

<sup>9</sup> European Commission, "Proposal for a regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market," COM (2022) 453, 14 Sep 2022.